

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

10月9日掲載分

| No. | 分類 | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|------------------------------|---------------|---------------------------------------|--|--|
| 募集要項 第2 選考の流れ | | | | |
| 1 | 事前登録（必須） | 募集要項 第2-2事前登録（必須） | <p>該当項目に下記の記載があるが、2社の共同企業体で応募する場合、代表提案法人が事前登録する際、構成企業欄にもう1社の情報を入力する、という対応で良いか（構成企業の事前登録は別途不要との理解で良いか）。</p> <p>「応募を検討する提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）は、応募に先立ち、専用ウェブサイトでの事前登録が必要です。事前登録されていないと応募はできません。」</p> | ご理解の通りです。 |
| 募集要項 第3 事業内容・応募について | | | | |
| 2 | 参加資格要件 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 当社は中小企業の要件に合致するが、協力会社2社の内1社が中小企業に合致しない。事前登録では当社が申込み、本登録の段階で協力会社として該当社は参加可能か。また、事前登録は当社1社だけでもよいのか、もしくは、中小企業要件に合致する2社のみで進めた方がよいのか。 | 3社で共同企業体を構成する場合、1社でも中小企業支援型の要件を満たさない法人を含む場合は、SDGsビジネス支援型への応募となります。事前登録では、代表法人が代表してウェブサイトにて事前登録する際に、共同企業体の構成員となる協力会社2社の情報も必ず入力ください。事前登録の際に情報が入力されていないと、本登録の際に情報が入力されていない法人は、本登録の際に共同企業体の構成員として追加できません。 |
| 3 | 参加資格要件 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 有限責任事業組合（通称LLP）は応募可能か。 | 参加資格要件を満たす本邦登記法人であれば、SDGsビジネス支援型への応募が可能です。 |
| 4 | 参加資格要件 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 医療法人は応募可能か。 | 参加資格要件を満たす本邦登記法人であれば、SDGsビジネス支援型への応募が可能です。 |
| 5 | 参加資格要件 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 一般財団法人は、参加資格要件の（3）中小企業、中小企業団体、中堅企業以外の法人に該当するか。 | ご理解の通りです。 |
| 6 | みなし大企業 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 大企業から、みなし大企業への出向者が、「個人として」、当社の役員総数の1/2（役員2名中の1名）を占めています。この場合、当社は中小企業支援型の参加要件を満たすか。なお、出向者は在籍出向で、籍は大企業、指揮命令は子会社からです。 | 中小企業支援型の資格要件は満たさないため、SDGsビジネス支援型にご応募ください。 |
| 7 | 共同提案 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 2社の中小企業での応募は可能か。 | 可能です。中小企業支援型の参加資格要件を満たす法人2社での共同提案は、中小企業支援型に応募ください。 |
| 8 | 措置 | 募集要項 第3-1参加資格要件(8)、第5-5不正行為の防止 | 不正等に対する対応・措置に関し、万が一不正があった場合に、対応・措置は提案法人のみに課されるものか。外部人材がいた場合外部人材にも課されるのか。 | 提案法人のみならず外部人材も不正等に関与していることが確認されれば、提案法人と外部人材の双方に措置は適用されます。 |
| 9 | 外部人材 | 募集要項 第3-3 (4)外部人材 | 外部人材は共同企業体の構成員に該当するか。 | 該当しません。 |
| 10 | 企画書 | 募集要項 第3-6応募書類 | 「業務従事者は、調査/事業の実施体制として審査の対象となりますので、企画書に記載いただく必要があります。」とあるが、JICA国内支援業務で担当した技術協力プロジェクトを「経歴書（外部人材業務の統括者）」の主要プロジェクト経歴に記載することは可能か。また、案件数が多く1ページで収まらない場合は複数ページにまたがって良いか。 | 提案事業に関連し、かつ、当該技術協力プロジェクト記録等で確認可能な国内支援業務については、経歴書の主要プロジェクト経歴に記載できます。案件数が多い場合は、主要なものに絞った上で、1ページに収まるよう記載ください。 |
| 11 | 企画書 | 募集要項 第3-6応募書類 | 外務省の【国別開発協力方針・事業展開計画】との合致状況を記載する際に、その重点分野に記載されている文言を省略する、例えば提案内容に合わせ、「島嶼・遠隔地教育支援プログラム」を「島嶼・遠隔地e-learning支援プログラム」と書き換えることは可能か。 | 省略しても分かる範囲であれば可能です。ただし、もとの計画を書き換えることは想定していません。提案内容がどのように当該計画に合致するものかをご説明ください。 |
| 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン | | | | |
| 12 | 相手国実施機関の現地交通費 | 別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4 (3) 1) -3一般管理費等 | 普及・実証・ビジネス化事業において、3年間の事業期間に、相手国実施機関とパイロット施工、モニタリング、フィールドトレーニング等の各種活動を、対象国の複数箇所で行う計画である。相手国実施機関の関係者の現場までの交通費は計上可能か。 | 計上できません。管理費または相手国実施機関予算で対応ください。 |
| 13 | 宿泊費 | 別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4 (3) 2) -2②-3宿泊料 | 無償、円借款、技プロでは、安全上の理由から、宿泊に係る特別措置の対象国として、在外事務所基準の宿泊費が設定されている。見積内訳書作成にあたり、特別措置が取られている国の宿泊費を事務所に教えてもらうか公開していただくことは可能か。 | 特別措置適用国宿泊費単価は公開しておりません。そのため、見積書では、宿泊費は設定された定額のまま計上ください。採択後に特別措置適用が確認されその宿泊費単価が上記の定額を上回る場合には、その差額を加算した金額での契約を、提案時見積金額あるいは事業経費上限金額を上回った場合も、例外的に、可とします。 |
| 別添資料 8 業務一覧 | | | | |
| 14 | 日本語能力 | 別添資料8 業務一覧 | 業務主任者については日本語でコミュニケーションを行えることとあるが、具体的にどれくらいの日本語能力を想定しているか。また、外部人材業務の統括者にも適用されるのか。 | 業務主任者については、別添資料8「業務一覧」に記載の業務を日本語で管理・報告可能な程度の日本語能力を想定します。外部人材業務の統括者については、上記は適用されません。ただし、業務主任者及び業務従事者との円滑なコミュニケーションがとれることが、当然の前提として想定されます。 |
| 別添様式 様式2 企画書 | | | | |
| 15 | 重点分野、開発課題 | 様式2 企画書 | 企画書に記載の注意書き通りに、対象国における外務省の「国別開発協力方針」及び「国別地域別政策・情報」を参照したが、重点分野、開発課題について、自社の技術と関連するものが無い場合、どのように記入すべきか。 | 確認の結果合致しない場合は、その旨をご記載ください。 |
| その他 | | | | |
| 16 | 調達計画の変更 | 契約管理ガイドライン | 事業実施中に、現地の状況等に鑑みて調査計画（現地活動日数・調査内容など）を見直すことは可能か。また、業務従事者の中で渡航者を入れ替えることは可能か。もし可能である場合、その手続きはどのようなものか。 | 必要性が認められた場合に、契約変更や打合簿作成等の必要な手続きを経た上で、調査計画の見直しは可能です。（要否判断基準や手続きの詳細は『契約管理ガイドライン』をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/jiss hi.html) この計画見直しの中で、渡航者の入れ替えも、可能です。 |
| 17 | 応募数 | | 基礎調査とSDGsビジネス支援型について、各事業の応募総数はどのくらいか。 | 応募数は非公開としております。ご了承ください。 |

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

10月11日掲載分

| No. | 分類 | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|---------------------|------------|-----------------|---|--|
| 募集要項 第3 事業内容・応募について | | | | |
| 18 | 参加資格要件 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 設立から一年経過しているが、一期目が9月末締めのため11月に申告予定となっております。このため現段階では財務諸表及び納税証明書等の提出ができませんが、共同企業体として応募できますか。 | 応募は可能です。財務諸表及び納税証明書が確定次第提出いただけます。 |
| 19 | 参加資格要件 | 募集要項 第3-1参加資格要件 | 提案企業と共同提案企業の代表者が同一でも問題ありませんか。 | 問題ありません。 |
| 参考資料 | | | | |
| 20 | 法人区分選択チャート | 参考資料 法人区分選択チャート | 株式会社日本政策金融公庫法施行第2項によると資本金の額が三億円以下、「及び」従業員の数が三百人以下の会社がソフトウェア業においての中小企業と定義されており、資本金が10億円強で、従業員が100名弱の弊社は当てはまらないと考えておりますが、貴機構の「法人区分選択チャート」では中小企業となります。この場合、貴機構の解釈に合わせての申請でよろしいでしょうか。 | はい、日本政策金融公庫法に記載の文言は、「及び」ではなく、「並びに」となります。いずれにせよ、ソフトウェア業で従業員が100名弱の企業様は、ご理解のとおり「中小企業」に該当いたします。中小企業支援型でご応募ください。 |

10月23日掲載分

| No. | 分類 | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|---------------------|------------------|----------------------------|--|--|
| 募集要項 第1 事業の目的・概要 | | | | |
| 21 | 事業の目的 | 募集要項 第1-1(1)事業の目的 | ①「…国内経済・地域活性の促進も期待されます」とあるが、この理由は何か。 ②また、「…国内経済・地域活性の促進も期待されない」ような事業モデル案は、採択されない、あるいは評価が低くなる、ということか。 | ①中小企業支援型においては、中小企業及び中堅企業が海外に展開することにより、地域経済や地域活性化に貢献すると考えるためです。 ②審査基準の項目に「地元経済・地域活性化への貢献」（配点15点）の評価が低くなります。 |
| 募集要項 第2 選考の流れ | | | | |
| 22 | 事前登録 | 募集要項 第2-2事前登録(必須) | ①事前の面談無しでの本登録だと、採択に不利に働くのか。 ②連絡を取っているわけではないが、商社などと協業することがプロジェクトを進める上で良いという展開になったときに、途中で一社のみではなく、二社応募などもできるか。 | ①事前の面談有無にかかわらず、応募資料をもとに審査を行います。 ②事前登録締切以降の共同企業体構成員の追加はできません。 |
| 募集要項 第3 事業内容・応募について | | | | |
| 23 | 他事業実施中の応募 | 募集要項 第3-2 本支援事業の対象外となる応募 | ①FAQのNo.15に「実施中の案件化調査が所期の目的を果たし、結果を確認できる状況にあれば、同結果をもとに普及・実証・ビジネス化事業に応募可能」とあるが、ここにある結果は具体的には何を指すものか。 ②2019年11月末に提出を予定する実施中案件の業務完了報告書（案）は、審査対象に含まれるか。 | ①実施中の案件化調査において当初設定した目的に基づき定められた調査項目に係る結果を指します。 ②上記の通り、案件化調査の実施結果の確認に際し、業務完了報告書（案）を確認することがあります。 |
| 24 | 他事業実施中の応募 | 募集要項 第3-2本支援事業の対象外となる応募 | 本支援事業を実施中の法人は他のSDGs支援事業と契約期間が重複することは不可、とのことだが、例えば契約1で弊社が共同企業体の構成企業となっている場合に、更に別の契約2に単独で応募・契約し、上記契約1および2の契約期間が重複することは可能か。 | 不可です。ただし、両事業の対象国が異なる場合や提案製品・技術が異なる等、両事業の連続性が確認されない場合はこの限りではありません。 |
| 25 | 他省庁等の調査・事業への応募状況 | 募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募 | 専用Webサイトの入力項目にある「他省庁等の調査・事業への応募状況」とは、今回申請する案件と同じテーマ（内容）の応募状況を指すものとの理解でよいか。 | ご理解の通りです。 |
| 26 | 人員変更の可否 | 募集要項 第3-3実施体制及び業務従事者に係る諸条件 | 提案法人の業務従事者（業務主任者以外）の交替は認められるか。同様に、外部人材の総括者およびその他の業務従事者の交替は認められるか。 | FAQのNo.33をご確認ください。 |
| 27 | 応募時点での人員アサインの可否 | 募集要項 第3-3実施体制及び業務従事者に係る諸条件 | コンサルティング会社を外部人材として活用する予定だが、応募時に会社名・担当者名・人数が決定していない場合は想定される会社名・人数および期待される成果のみの記載で良いか。 | FAQのNo.31をご確認ください。 |
| 28 | 外部人材 | 募集要項 第3-3(4)外部人材 | SDGsビジネス支援型の案件化調査において、経費自社負担で外部人材を起用することは可能か。 | 案件化調査（SDGsビジネス支援型）は、外部人材は不可とする制度ですので、経費自社負担としても、外部人材を起用することはできません。なお、補強人材としての活用は可能です。 |
| 29 | 外部人材 | 募集要項 第3-3(4)外部人材 | 提案企業がそれぞれ別の「案件化調査」、「普及・実証・ビジネス化事業」の両事業に、同時に外部人材として登録することは可能か。 また、同様に両事業に同一の者が同時に外部人材として登録することは可能か。調査あるいは事業実施時期が重複しなければ可能か。 | 可能です。ただし、すべてのJICA業務委託案件において、支障なく専従できることを前提とするため、活動期間が重複しないことを確認させていただきます。 FAQのNo.36をご確認ください。 |
| 30 | 外部人材 | 募集要項 第3-3(4)外部人材 | 現地の個人事業主に業務を依頼する場合、現地備人や現地再委託として活用可能と理解しているが、外部人材（個人コンサルタント）とすることは可能か。FAQのNo.50では「日本で勤務あるいは実習経験があり」という記載があるが、外部人材を2者以上活用し、その内の1者が日本勤務経験であれば、問題ないか。 | 説明会での質疑応答No.53を参照ください。 経理処理（積算）ガイドラインに記載の外部人材の適格要件を満たす者であれば、現地の個人事業主を外部人材として活用することは可能です。なお、FAQのNo.50記載の「外国人材」は、応募勸奨分野の「外国人材の日本との還流に資する提案」に関するものであり、「外部人材」とは異なります。 |
| 31 | 途上国発イノベーション | 募集要項 第3-5(2)④途上国発イノベーション | 途上国発イノベーションの条件として「販売実績はないが……」とあるが、今回応募する対象国での販売実績がない、という理解でよいか。 | 対象国に限らず、国内外での販売実績を意味します。 |
| 32 | 納税証明書 | 募集要項 第3-6応募書類 | 納税証明書はどの期間のものか？ | 公示日（2019年10月1日）から遡って3か月以内に発行されたものになります。募集要項P20をご確認ください。 |
| 33 | 財務諸表 | 募集要項 第3-6応募書類 | 当社は2019年9月に大企業の子会社となり「みなし大企業」となったが、当社ではキャッシュフロー計算書を作成していない。この場合、SDGsビジネス支援型に応募する際の提出書類としては、貸借対照表と損益計算書のみでよいか。 | 問題ありません。 |
| 34 | 登記事項証明書（写） | 募集要項 第3-6応募書類 | 応募書類一式の中に登記事項証明書（写）として「現在事項全部証明書」とあるが、「履歴事項全部証明書」でも問題ないか。 | 履歴事項全部証明書でも問題ありません。 |

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

10月23日掲載分(続き)

| No. | 分類 | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|---------------------------------------|-----------------|---|---|--|
| 募集要項 第4 経費見積・支払、別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン | | | | |
| 35 | 現地再委託 | 募集要項 第4-3現地再委託、別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3④ | 再委託先として自社の海外現地法人に現地再委託をすることは可能か。不可の場合は海外現地法人とパートナーとの合併企業に現地再委託をすることは可能か。 | 御照会の2件とも不可です。経理処理ガイドラインP.29-30「④-1 再委託先」に記載の通り、原則的に、提案法人や外部人材所属先企業と資本関係のある現地関連会社や現在利害関係を有する個人、法人、あるいはカウンターパート機関に再委託することはできません。 |
| 募集要項 第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項 | | | | |
| 36 | 公的機関の関与 | 募集要項 第5-3事業対象国公的機関との協議議事録の取り交し、FAQ NO.42 | 案件化調査（SDGsビジネス支援型）ではBtoBビジネスを念頭に調査は可能か。 | 可能です。 |
| 別添資料 1 審査基準 | | | | |
| 37 | 2回目の応募 | 別添資料 1 審査基準 | 2回目以降の応募の場合、前に提出した企画書の内容は審査対象となるか。 | 本公示での応募書類をもとに審査を行うため、前回の企画書は審査対象となりません。 |
| 38 | 開発課題 | 別添資料 1 審査基準 | 対象となる開発課題は、日本政府の当該国に対する国別援助方針、事業開発計画、およびニーズ調査結果のみならず、例えば対象国の国家計画の中で課題として位置づけられている場合は開発課題として考えても良いか？ | ご理解の通りです。 |
| 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン | | | | |
| 39 | 相見積 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン | 案件化調査において現地備人として起用した現地コンサルタントを普及・実証・ビジネス化事業においても継続して現地備人として起用することを考えている。この場合、採択後に提出する見積根拠資料として、合い見積もりは必要か。 | 相見積は必ずしも必要ではありませんが、契約交渉において担当業務内容・難度とともに金額の妥当を確認します。そして、この金額妥当を証する資料として、相見積が適切となる場合もあり得ます。案件化調査での起用の実績のみを以て資料や検討なきまま提案価格を承認することはありません。 |
| 40 | 自社負担による資材購入 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン | SDGsビジネス支援型の案件化調査において、本事業の調査活動と並行して自社で資材等を購入し、実証試験を実施することは可能か。 | 原則として、本事業においては、JICAとの業務委託契約に基づき事業を実施し、その内容を成果品として提出いただくため、自社負担での資材購入と当該機材を利用した実証試験実施を前提とした計画は認められません。 |
| 41 | ブータンの公定料金 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン | ブータン王国での基礎調査の応募を検討しているが、同国入国には通常公定料金の支払が生じると理解している。中小企業・SDGsビジネス支援事業実施の際に公定料金の支払は発生するのか。 | 同国での中小企業・SDGsビジネス支援事業実施の際に公定料金の支払は発生しません。 |
| 42 | 中古製品の購入費用 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-1機材製造・購入・輸送費 | 中古車を業務対象国に輸出し、経済的理由で自動車を購買できない方々にレンタルという形で使用していただくことで、ドライバーとしての就業機会を提供する目的とするビジネスのために、普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)の活用を考えている。この場合において、見積もり金額作成に当たり以下の項目が提案可能か。 ①中古車購入費 ②中古車の輸出・運搬に係る費用 | 前提として、公金を原資とした事業であることから、本業務委託契約で規定する活動内で仕入れた資材のレンタル等で、受注者が利益を得る活動内容は認められません。同活動を含まない場合の回答は次のとおりです。 ① FAQのNo.93に記載の通り、中古製品の購入費用は計上できません。 ② 上記①より、普及・実証・ビジネス化事業において、一般的には中古製品は、経理処理（積算）ガイドライン16頁に記載の「必要な機材」と位置づけられないことから、中古車の輸出・運搬に係る費用は計上できません。但し、提案法人負担で資材を購入／提供し調査終了後にその資材を日本に持ち帰る場合のみ、輸送費等（往復分）および関税等の計上を、ケースバイケースで判断した上で、認める可能性はあります。 |
| 43 | ソフトウェアのカスタマイズ費用 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-1 機材製造・購入・輸送費①-2 機材製造・購入費における利益控除 | 案件化調査（中小企業支援型）は現地機材製造・購入費は計上が不可だが、提案法人の製品がソフトウェアのアプリケーションサービスの場合、ソフトウェアのカスタマイズ費、改修・調整に関わる人件費、直接費用等の計上は可能か。また、ソフトウェアのカスタマイズ費用の計算は、「b) 製造原価要素の積上に基づき製造原価を算定する方式」(別添資料2経理処理ガイドライン18頁)で良いか。 | 案件化調査（中小企業支援型）では、ソフトウェアのカスタマイズ費用は計上不可です。 |
| 44 | 本邦受入活動費 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3現地再委託費、2)-4本邦受入活動費 | 現地再委託先が本邦研修に同行する際の本邦への航空券、宿泊費、国内活動費などの旅費は計上可能か。 | 原則として、本邦受入活動対象者以外の方が現地から同行するための費用の計上は認められません。 |
| 45 | 本邦受入活動費 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-4本邦受入活動費 | 本邦受入活動業務費の計上方法について、「様式2_6本邦受入活動費&管理費」-「4.本邦受入活動費」の記載として、人数に関わらず75,500円/日との理解でよいのか。単価の欄に69,800円の選択肢があるが、どのように利用するのか？ | 計上方法に関し、ご理解の通りです。単価欄の69,800円の選択肢は誤記でした。大変申し訳ございません。一律で75,500円を記入ください。10月16日付けで様式2を差し替えております。 |
| 46 | 現地再委託先の要件 | 別添資料 2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3④現地再委託費 | 提案法人（日本の株式会社）の代表取締役が、個人として現地法人（合同会社）の出資者である。両法人間に直接的な資本関係はないが、この場合も当該現地法人は再委託先としては認められないか。 | 再委託は競争による契約先選定を原則とし、競争は透明性をもった公平性の担保が必要となります。しかし、御質問の例ではこの公平性の担保にかかる立証が困難と考えられます。よって、御質問の例における現地法人への再委託は認められません。なお、この場合、上記とは別に、利益相反が問題となる可能性もあります。 |
| 別添資料 7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 | | | | |
| 47 | 本事業中に生じた売上の取扱い | 別添資料 7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 5 本事業中に生じた売上の取扱い | 「収入を発生せしめる活動によって生じた売上については、原則、相手国実施機関に帰属します。」とあるが、ビジネスモデルの検討や検証のためには収入が発生するような活動も必要となる。「収入を発生せしめる活動は、本事業の業務内容から予め除外することを原則とする」とはどのような趣旨か。 | 公金を原資とした事業であることから、本業務委託契約で規定する活動内で仕入れた資材の販売等で、受注者が利益を得ることを排除する趣旨です。上述の資材は、原則として契約履行期間終了後に相手国実施機関の譲与することから、売上により得た利益を相手国実施機関に帰属させることはできますが、その場合も受注事業の目的に沿った利益の活用を担保する仕組みを整えることが必要になります。 |
| 48 | 調査計画の変更 | 別添資料 7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 14ガイドラインの遵守 | 調査の過程で、当初予定していた対象国以外への調査が必要となった場合の渡航等の追加経費は認められるか。また、JICAからその追加対象国の公的機関への取次等は対応可能か。 | 調査対象国は原則1か国ですが、事前にJICAと協議の上、必要性が認められた場合に、契約変更や打合簿作成等の必要な手続きを経た上で、調査計画の見直しは可能です。（要否判断基準や手続きの詳細は『契約管理ガイドライン』をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/jishhi.html) ただし、本事業の契約金額上限を超えて経費計上することはできません。新たに公的機関を追加した場合のJICAからの当該機関への取次可否は、個別の判断となります。 |

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

10月23日掲載分(続き)

| No. | 分類 | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|--------------------------------|----------------|---|--|---|
| 別添様式 様式1 企画競争申込書 | | | | |
| 49 | 5社以上の共同提案 | 別添様式 様式1 企画競争申込書 | 構成企業（共同提案者）が5つ以上ある場合は、企画書及び企画競争申込書に記入することだが、企画競争申込書も記入欄が4つしかない。5社以上の場合には欄を増やして記入するということか。 | ご理解の通りです。お手数ですが、様式1「企画競争申込書」の【共同提案者】欄を追加の上、ご記入ください。 |
| 別添様式 様式2 企画書 | | | | |
| 50 | 企画書の体裁 | 別添様式 様式2 基礎調査 企画書 | 基礎調査の企画書P.6の表「調査内容（調査項目及び調査方法）」は、記載例通りの文字の大きさ（10.5ポイント以下）で記入して問題ないか。同様に、企画書の中に図表を挿入する場合、図表内の文字サイズが10.5ポイント以下となっても、読めるレベルであれば問題ないか。 | 10.5ポイント以上で記載してください。図表中の文字も、A4判でプリントアウトした場合に10.5ポイントと同等以上の大きさとなるような設定としてください。 |
| 51 | 企画書の別添 | 別添様式 様式2 案件化調査（中小企業支援型）企画書 | 案件化調査の企画書の表紙2、5、6、には別添1-4と記載があるが、提出する別添は以下1-3のみでよいか。 別添1 工程案・要員計画 別添2 業務従事者名簿 別添3 経歴書 | 別添1～3をご提出ください。記載に齟齬があり大変申し訳ございません。 |
| 52 | 企画書の掲載方法 | 別添様式 様式2 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）企画書 | ①普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）企画書のP4に「以下の項目等に関し出来るだけ具体的かつ定量的に記載ください。」とあるが、企画書への記載時に小見出しとして青字を残して利用するべきか（例：「対象国でのビジネスを通じてアプローチする現地の具体的な課題は何か？当該課題の現状はどのようになっているか？」）。 ②2つの項目を一つにまとめて回答することは可能か？ | ①青字は削除頂いた上で、青字が問うている内容を記載ください。左記問いの例を掲載する必要はありません。 ②可能です。 |
| 別添様式 様式3 見積金額内訳書・見積金額内訳明細書、記入例 | | | | |
| 53 | 見積根拠資料 | 別添様式 様式3 見積金額内訳書・見積金額内明細書、記載例 | エクセルフォーマットの枠外に、見積根拠資料番号という欄がある。当該の見積金額内訳書を企画書と提出する際に、附番と見積根拠となる資料を添付提出する必要があるか。 | 企画書提出の際に見積根拠資料を提出いただく必要はありません。ただし、採択後には提出をいただき、契約交渉にて内容を確認します。 |
| 54 | 管理費 | 別添様式 様式3 見積金額内訳書・見積金額内訳明細書、記入例 様式1-B Ⅲ管理費 | 今回アジアの地域以外を対象に応募する予定であり、上限金額980万円の積算を行う。『様式1-B』航空運賃等及び航空運賃等以外の管理費について、参照セルがそれぞれ『様式2_6本邦受入活動費&管理費』の管理費のセルを参照しており、二重計上になっている。本来であれば、航空券は航空券の管理費、航空券以外は航空券以外の管理費10%で算出されるべきだと思っておりますので確認いただきたい。 | ご指摘のとおり、2重計上となっております。申し訳ありません。基礎調査の見積書を10月18日付けで差し替えましたので、再度ダウンロードの上ご使用ください。 |
| 別添様式 様式4コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制 | | | | |
| 55 | 経理処理に関する社の内部規定 | 別添様式 様式4コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制 | 経理処理の内部規程は、企業会計原則があることをもって、「はい」と回答してよいか。 | 提案法人において経理処理に際して、企業会計原則に則ることを定める規程等があれば「はい」として頂いて結構です。 |